

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人公務員研修協会（以下、当法人）の保有する個人情報の適切な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、当法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 個人情報の保護に関して、この規程に定めのない事項は「個人情報の保護に関する法律」の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3) 従事者

当法人の組織内にあつて直接又は間接に当法人の指揮監督を受けて当法人の業務に従事している者をいい、雇用関係にある者（職員、パートタイマー、アルバイト等）のみならず、当法人との間の雇用関係にない者（派遣社員等）を含む。

(4) 個人情報データベース

個人情報を含む情報の集合物であつて、コンピュータを用いて特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの、またはコンピュータ以外の方法でも特定の個人情報を検索できるものをいう。

(5) 個人データ

個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ

当法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

(7) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、全ての従事者に適用する。

(当法人及び従事者の責務)

第4条 当法人および従事者は、日本における個人情報の保護に関する法令を遵守し、実施するあらゆる

る事業を通して個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報の利用目的の特定)

第5条 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報は、当法人の業務上必要な範囲に限り取り扱うことができる。

(個人情報の利用目的外の利用の制限)

第6条 前条の規定により、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはできない。但し、あらかじめ本人の同意を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

(1) 日本の法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(個人情報の利用目的の通知)

第7条 個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を本人に通知しまたは公表しなければならない。

2 前項に関わらず、次の各号に該当する場合は、公表または通知を行わないものとする。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 日本の国の機関又は地方公共団体が日本の法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的の変更)

第8条 個人情報の利用目的を変更する場合は、変更された利用目的について、本人に通知または公表しなければならない。

(個人情報の取得)

第9条 個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、日本の法令を遵守し、適正に行うものとする。

(個人情報総責任者)

第10条 当法人の個人情報総責任者は代表理事がその任に当たるものとする。

2 個人情報総責任者は、次の事項を統括管理する。

(1) 個人情報保護に関する安全管理措置の実施

- (2) 個人情報保護に関する取扱規程の整備・改善
- (3) 個人情報漏洩等の事故に対する適切な対処
- (4) 個人情報保護に関する教育訓練制度の整備
- (5) その他個人情報保護に関する必要な業務

(個人情報管理者)

第 11 条 個人情報総責任者は、個人情報総責任者の業務を遂行するにあたり、補助者として、個人情報管理者を任命する。

2 個人情報管理者の業務は、以下のとおりである。

- (1) 個人情報保護に関する安全管理措置に基づく具体的事項の実施
- (2) 個人情報保護に関する規程の作成
- (3) 個人情報漏洩等の事故に対する窓口相談
- (4) 個人情報保護に関する教育訓練の実施
- (5) その他個人情報保護に関して、個人情報総責任者から指示された事項

(安全管理措置)

第 12 条 個人情報総責任者は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 個人情報総責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(教育訓練)

第 13 条 個人情報管理者は、全ての従事者に対し、個人情報保護に関する教育訓練を計画的に実施する。

(従事者の管理)

第 14 条 個人情報総責任者は、従事者が個人データを取り扱うに際しては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の管理)

第 15 条 従事者が個人データの取扱いの全部又は一部を外部へ委託する場合、個人情報総責任者は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(取り扱い上の注意事項)

第 16 条 従事者は、個人データの保管や整理については、細心の注意を払わなければならない、かつ、個人データに関する資料やパソコン上のデータを閲覧や複写をしたり、外部へ持ち出したりする場合は、個人情報総責任者の事前の許可を受けるものとする。

(廃棄)

第 17 条 当法人は、その保管する個人情報の保管期限を経過した個人データについては、速やかに廃棄処分するものとする。

(苦情処理)

第 18 条 個人情報の取り扱いに関する苦情処理は、相談窓口を設け、個人情報総責任者の責任に基づき、適切かつ迅速に対応するものとする。

(第三者提供の制限)

第 19 条 当法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 日本の法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 当法人が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに当該個人データの管理について責任を有する者が法人の場合にはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 当法人は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は個人データの管理について責任を有する者が法人の場合にはその代表者の氏名に変更があった場合は遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとする場合はあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(開示)

第 20 条 当法人は、本人(代理人を含む。以下同様)から、当該本人にかかる保有個人データについて、開示の申し出があったときは、本人確認を行った上で、遅滞なく、その保有個人データを開示する。

2 前項の開示は、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含むものとする。

3 第 1 項の開示は、原則として書面で行うものとする。但し、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができるものとする。

4 当法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の日本の法令に違反することとなる場合

5 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第 21 条 保有個人データの開示を受けた者から、書面または口頭により、開示に係る保有個人データの内容の訂正、追加、削除の申出があったときは、遅滞なくその申出内容について調査したうえで利用目的の達成に必要な範囲内において、それらの訂正等の作業を行い、その結果を開示申出者に対し、通知するものとする。

2 本人から、書面または口頭により、当該本人に係る保有個人データの利用停止ないし消去の申出があり、当該申出に個人情報保護法に定める利用停止等の請求要件が認められる場合には、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(改正)

第 22 条 この規程の改正は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第 23 条 この規程の実施に関し必要な事項は、社員総会の決議により定める。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 5 日から施行する。